

いじめ重大事態への備え

1 2つのいじめの重大事態

いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

「生命・心身・財産重大事態」

○自殺を企図した、心身に重大な被害を負った、転校を余儀なくされた、など。

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

「不登校重大事態」

○「相当期間」とは年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合は、目安にかかわらず迅速に調査に着手。

2 学校で対応した際の課題

- ▲けんかやふざけ合いととらえ、いじめと認知していなかった。
- ▲いじめの「疑い」はあったが、確定ではなかったため、様子を見ていた。
- ▲いじめの加害者が謝罪しているため、「解決」したものと捉えていた。
- ▲学級担任や学年部で事案を抱え込み、学校として組織的な対応をしていなかった。
- ▲学校いじめ防止方針をホームページ等で公開したり、児童生徒や保護者に説明したりしていなかった。

3 いじめの重大事態への対応について

～被害児童生徒とその保護者への対応を中心に～

No.	対応の段階	チェック項目
1	学校の設置者及び学校の基本姿勢 ・該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能している
2	重大事態を把握 ・「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する <input type="checkbox"/> 判断主体と判断基準を明確にする <input type="checkbox"/> 被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を明確にする
3	重大事態の発生報告 ・学校は速やかに設置者を通じて、地方公共団体の長へ報告しなければならない ・市町村教育委員会は、県教育委員会を通じて、国へ報告する	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する <input type="checkbox"/> 教育委員会は、教育委員に説明する <input type="checkbox"/> 報告内容には次の内容を含む ・重大事態と認めた事由 ・学校名、学年、氏名、性別 ・事案の内容、学校の指導経過等
4	調査組織の設置 ・公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う ・設置者は、調査主体・組織を判断する	<input type="checkbox"/> 調査主体の決定（設置者か学校か） <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合の要件について理解している

No.	対応の段階	チェック項目
5	被害者等への調査方針の説明 ・「いじめはない」「学校に責任はない」等の断定的な説明をしてはならない ・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う ・被害者の心情を害する言動を慎むとともに、被害者に寄り添い、信頼関係を構築する	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標及び調査組織の公平性、調査の定期報告、調査事項・対象・方法について説明する <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す <input type="checkbox"/> 調査方法については、被害者等から要望を聞き取り、調整する <input type="checkbox"/> 調査結果の提供について、被害児童生徒及び保護者に予め説明する <input type="checkbox"/> 被害者とその家族のケアに努める
6	調査の実施 ・アンケートの実施について、調査対象の児童生徒と保護者に説明する ・可能な限り速やかに実施する ・情報提供した児童生徒を守ることを最優先する ・調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過を報告する	<input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている <input type="checkbox"/> 記録を被害者等に無断で廃棄しない <input type="checkbox"/> 被害者等に対して説明を拒むようなことがあってはならない ※調査により把握した情報の記録の保存については、指導要録の保存期間に合わせて少なくとも5年が望ましい
7	調査結果の説明・公表 ・調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する ・事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する	<input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱い、総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する <input type="checkbox"/> 報告する際、被害者等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する
8	個人情報の保護 ・調査結果の公表に当たり、個人情報の開示について判断する	<input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する <input type="checkbox"/> 個人情報保護を理由に説明を拒まない
9	調査結果を踏まえた対応 ・被害者への継続的なケアを行う ・再発防止策の検討を行う	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の専門家を活用する <input type="checkbox"/> 加害者に対して、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う <input type="checkbox"/> 就学指定変更等、弾力的な対応を検討する
10	地方公共団体の長等による再調査 ・地方公共団体の長が必要であると認めるときは、再調査を行うことができる	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長は、再調査を行う必要があるか判断する ・調査時に知り得なかった事実が判明した ・十分な調査が尽くされていない ・公平性・中立性について疑義がある <input type="checkbox"/> 再調査を行った場合には、その結果を議会に報告しなければならない

上記の内容は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考に作成しています。



【掲載サイト】

令和5年度
秋田県いじめ問題対策連絡協議会
秋田県教育委員会

本リーフレットに関する問合せ先

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁義務教育課

TEL:018-860-5148 FAX:018-860-5136 E-mail:gikyoo@pref.akita.lg.jp